

## 議案第9号

### 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年新座市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改

正

後

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬（円）		会議出席日額 費用弁償（円）	旅費（円）			
	支給区分	金額		鉄道賃	航空賃	車賃（1キロメートルにつき）	宿泊料（1夜当）
[略]						[略]	
2 附 属機 関	[略]	[略]	[略]				
新座市障がい支援区分認定審査会	会長 合議体の長 委員	日額	14,500 13,500				
新座市いじめ防止対策審議会（新座市いじめ防止対策審議会条例（平成27年新座市条例第7号）第2条第2号に定める事務を行うものに限る。）	会長 委員	日額	15,000 13,000				
[略]						[略]	

改		正		前										
別表（第2条、第5条関係）		報酬（円）		会議出席日額		旅費（円）								
区分		支給区分	金額	費用弁 償（円）	鉄道賃及 び船賃	航空賃	車賃（1キ ロメートル につき）	日当	宿泊料 (1夜 につき)					
[略]					[略]									
2 附 属機 関	[略]			[略]		[略]								
	新座市障が い支援区分 認定審査会	会長 合議体 の長	日額	14,500										
		委員		13,500										
[略]														

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、新条例の規定による報酬の内払とみなす。

令和8年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

いじめに係る重大事態の調査を行う場合における新座市いじめ防止対策審議会委員の報酬の額を改定したいので、この案を提出するものである。